

「建築基準法の一部を改正する法律(平成30年法律第67号)」の概要

【平成30年6月27日公布】
【平成30年9月25日／令和元年6月25日施行】

背景・必要性

① 建築物・市街地の安全性の確保

○ 糸魚川市大規模火災(H28.12)や埼玉県三芳町倉庫火災(H29.2)などの大規模火災による甚大な被害の発生を踏まえ、建築物の適切な維持保全・改修等により、建築物の安全性の確保を図ることや、密集市街地の解消を進めることが課題

② 既存建築ストックの活用

○ 空き家の総数は、この20年で1.8倍に増加しており、用途変更等による利活用が極めて重要
○ 一方で、その活用に当たっては、建築基準法に適合させるために、大規模な工事が必要となる場合があることが課題

【既存建築ストックの活用イメージ】



改修前(空き家) 改修後(グループホーム、飲食店、宿泊施設等)

③ 木造建築を巡る多様なニーズへの対応

○ 必要な性能を有する木造建築物の整備の円滑化を通じて、木造に対する多様な消費者ニーズへの対応、地域資源を活用した地域振興を図ることが必要

【木材活用ニーズへの対応】



法律の概要

建築物・市街地の安全性の確保

【令和元年6月25日施行】

維持保全計画に基づく適切な維持保全の促進等により、建築物の更なる安全性の確保を図るとともに、防火改修・建替え等を通じた市街地の安全性の確保を実現。

- 維持保全計画の作成等が求められる建築物の範囲を拡大(大規模倉庫等を想定)。
- 既存不適格建築物の所有者等に対する特定行政庁による指導及び助言の創設。
- 防火地域・準防火地域内において、延焼防止性能の高い建築物の建蔽率を10%緩和。

戸建住宅等の福祉施設等への用途変更に伴う制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

空き家等を福祉施設・商業施設等に用途変更する際に、大規模な改修工事を不要とするとともに、手続を合理化し、既存建築ストックの利活用を促進。

- 戸建住宅等(延べ面積200㎡未満かつ階数3以下)を福祉施設等とする場合に、在館者が迅速に避難できる措置を講じることを前提に、耐火建築物等とすることを不要とする。
- 用途変更に伴って建築確認が必要となる規模を見直し(不要の規模上限を100㎡から200㎡に見直し)。

大規模な建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

既存建築ストックの多様な形での利活用を促進。

- 既存不適格建築物を用途変更する場合に、段階的・計画的に現行基準に適合させていくことを可能とする仕組みを導入。
- 新たに整備される仮設建築物と同様、既存建築物を一時的に特定の用途とする場合も制限を緩和。

木造建築物等に係る制限の合理化

【令和元年6月25日施行】

中層木造共同住宅など木造建築物の整備を推進するとともに、防火改修・建替え等を促進。

- 耐火構造等とすべき木造建築物の対象を見直し(高さ13m・軒高9m超→高さ16m超・階数4以上)。
- 上記の規制を受ける場合についても、木材のあらわし等の耐火構造以外の構造を可能とするよう基準を見直し。
- 防火地域・準防火地域内において高い延焼防止性能が求められる建築物についても、内部の壁・柱等において更なる木材利用が可能となるよう基準を見直し。

<その他>

【①、②は平成30年9月25日施行。③は令和元年6月25日施行／平成30年9月25日施行】

- ① 老人ホーム等の共用の廊下や階段について、共同住宅と同様に、容積率の算定基礎となる床面積から除外
- ② 興行場等の仮設建築物の存続期間(現行1年)の延長等
- ③ 用途制限等に係る特例許可手続の簡素化

建築基準法改正による木造建築物の防火規制の合理化(法第21条、27条関係)

改正主旨

中層建築物における木材利用の推進

- 中層建築物の壁・柱等について、すべて耐火構造とすることが必要
- 木造の場合、石膏ボード等の防火被覆で耐火構造を実現
- 木造であることが分かりにくく、木の良さが実感できないとの指摘



構造部材を「あらわし」としている高知県森連会館(2階建の事務所※)

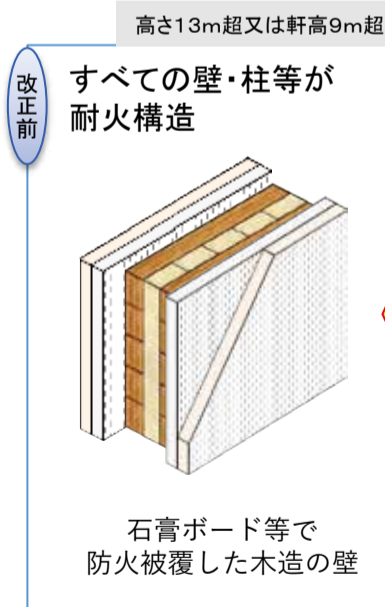
※改正前基準で、2階建は耐火構造は不要

改正概要

1. 構造部材である木材をそのまま見せる「あらわし」を用いることができる範囲(規模・用途)の拡大

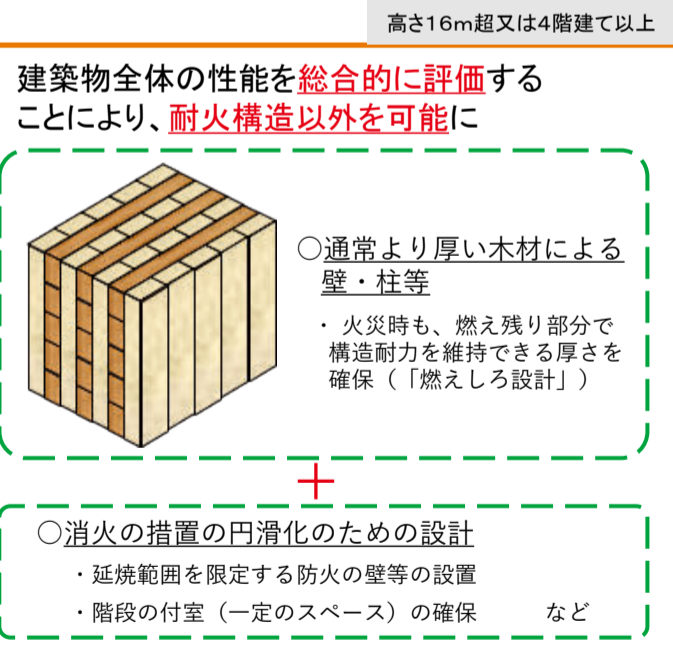
①規模の拡大

法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日



同等の安全性を確保

改正後



②用途の拡大

告示改正(法第27条関係) 公布・施行:令和2年2月26日

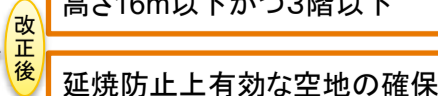
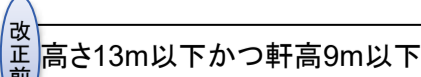
- 中層の劇場、ホテルなど多様な用途に関して、「燃えしろ設計」を導入

一定の基準を満たす事務所や劇場、ホテル、共同住宅などを「燃えしろ設計」で建築可能※
(例:4階建て事務所→一定の区画毎にスプリンクラーを設置、75分間準耐火構造とする等)

※主として中層を対象とする基準を告示に規定。これ以外は大員認定によって建築可能。

2. 耐火構造等としなくてよい木造建築物の範囲の拡大

法改正(法第21条第1項) 公布:平成30年6月27日、施行:令和元年6月25日

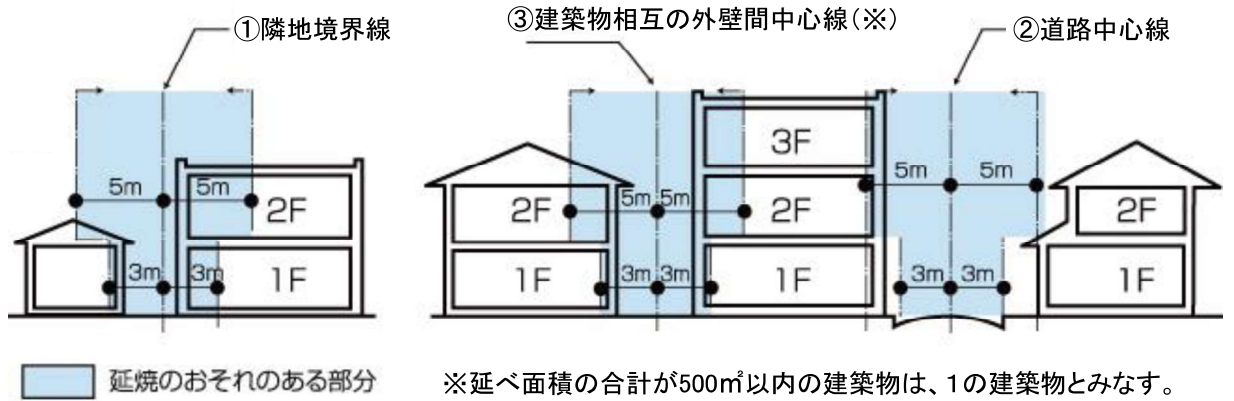


各部分の高さ≤空地の境界線までの距離であること

現行の延焼のおそれのある部分

- ①隣地境界線
 - ②道路中心線
 - ③同一敷地内の2以上の建築物相互の外壁間の中心線
- から、1階は3m以内、2階以上は5m以内の距離にある建築物の部分(*)を「延焼のおそれのある部分」として定義

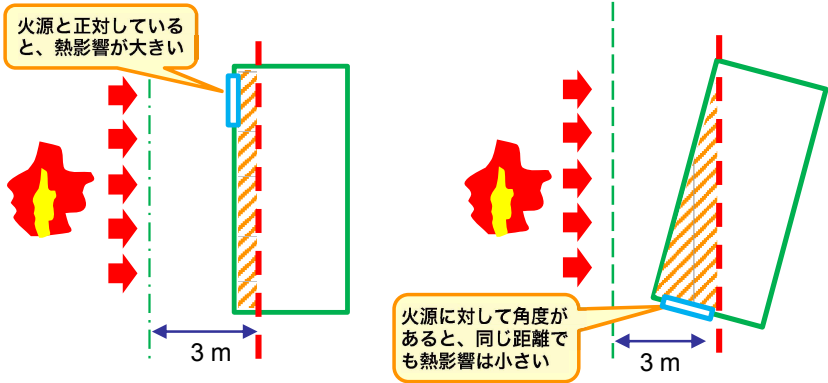
(*)ただし書により、防火上有効な広場や川等の空地・水面、耐火構造の壁等に面する部分は除かれる。



改正イメージ

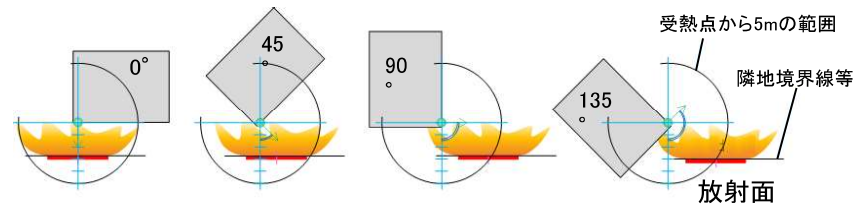
＜基本的な考え方＞

火源と正対している場合に比べ、火源に対して角度があると、同じ距離でも熱影響が小さいことを踏まえ、「延焼のおそれのある部分」を定めることとする。



＜具体的な延焼のおそれのある部分(告示イメージ)＞

隣地境界線と壁面が正対しない場合の火源の位置 → 形態係数が最大となる隣地境界線上の位置に火源を移動



角度に応じた延焼のおそれのある部分の範囲

$$d = 5 - 0.00034 \times \theta^2$$

d: 離隔距離
θ: 受火側壁面角度

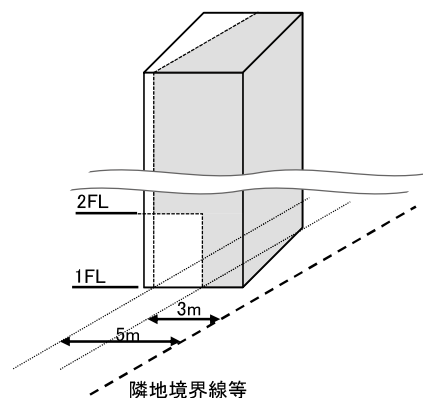
延焼のおそれのある部分から除く部分

- 建築基準法では、隣地境界線等から一定以下の距離にある建築物の部分を「延焼のおそれのある部分」とし、規模や立地などにより、建築物の外壁や外壁の開口部等に一定の性能を要求している。
- このうち、「延焼のおそれのある部分」から除く部分として、建築物の外壁面と隣地境界線等との角度に応じて、当該建築物の「周囲において発生する火熱により燃焼するおそれのない部分」を定める。
- 詳細な範囲の設定方法については、引き続き検討する。

延焼のおそれのある部分【法律】

○延焼のおそれのある部分

- ・ 隣地境界線等から、1階は3m以内、2階以上は5m以内の距離にある建築物の部分



周囲において発生する火熱により燃焼するおそれのない部分

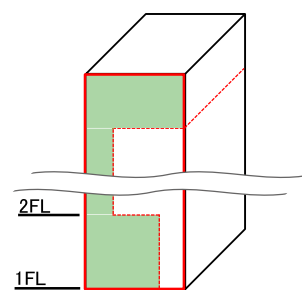
- ① 火源と正対している場合と比べ、角度がある場合の熱影響は小さいことから、隣地境界線等との角度に応じて、隣地境界線等から一定の水平距離以内の部分、火熱の影響範囲とする。

隣地境界線等からの水平距離の算出式

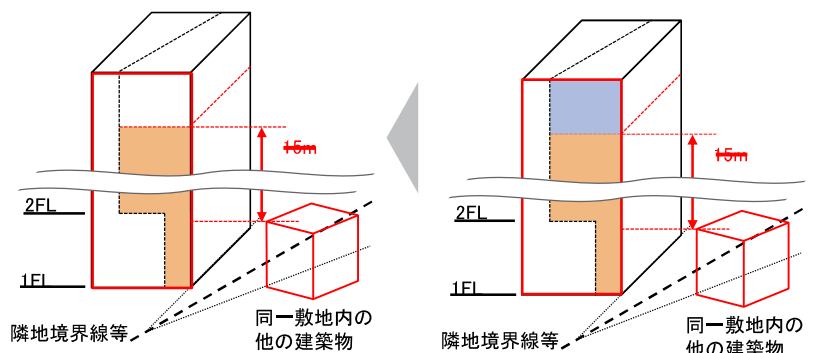
$$d = \begin{cases} d1 = \max[2.5, 3(1 - 0.000068\theta^2)] & \leftarrow 1階の場合 \\ d2 = \max[4, 5(1 - 0.000068\theta^2)] & \leftarrow 2階以上の場合 \end{cases}$$

d: 隣地境界線等からの水平距離 [メートル]
θ: 隣地境界線と当該建築物の部分が水平方向においてなす角度 [度]

- ③ ①～②で求めた火熱の影響範囲以外の部分を燃焼するおそれのない部分とする。



- ② 低層建物の火災は建築物の高層部分には影響しないことから、同一敷地内の他の建築物の高さから15m以上の高さに該当する部分は除く。



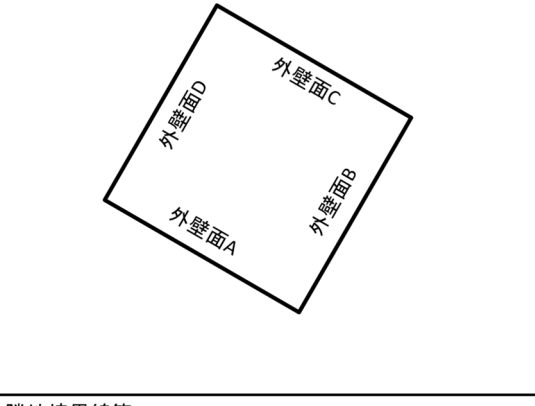
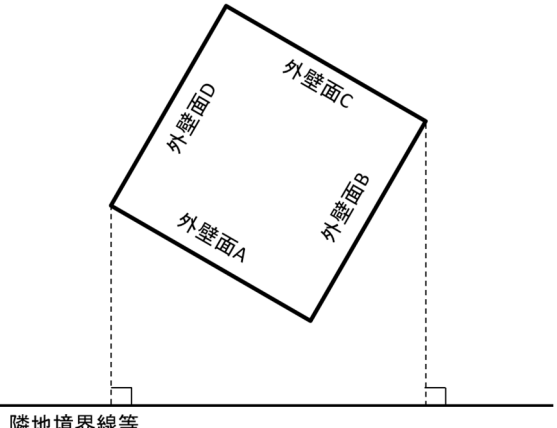
※: 本告示

高さ方向の算定式

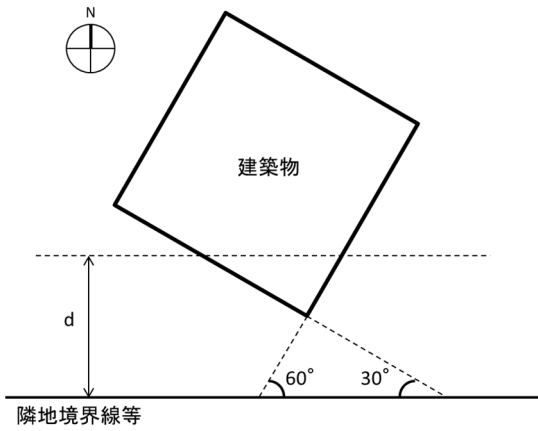
- ・ 他の建築物の高さ < 5mの場合
 $h = h_{low} + 5 + 5 \{1 - (S/dfloor)^2\}$
- ・ 他の建築物の高さ 5mの場合
 $h = h_{low} + 10 + 5 \{1 - (S/dfloor)^2\}$

h_{low} : 他の建築物の高さ
 S : 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの
 $dfloor$: イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの

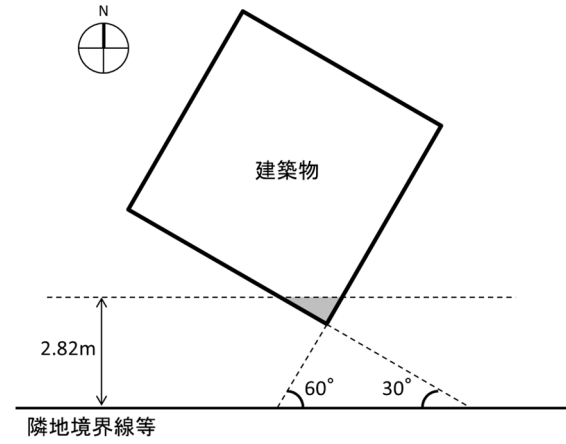
10. 延焼のおそれのある部分の範囲の合理化

	問	答
1	<p>延焼のおそれのある範囲の合理化で「具体的な部分については国土交通省告示において定める」とあるが、この告示はいつ頃出るのか。</p>	<p>今後技術的検討を踏まえ告示にて規定する予定です。</p>
2	<p>以下の平面図において、建築物の外壁面のうち、隣地境界線等に面するものとはどの外壁面のことか。</p> 	<p>隣地境界線等から鉛直方向に立ち上げ鉛直面に対して建築物を投影した際に含まれる外壁面のことを指します。以下の平面図の場合、外壁面 A 及び外壁面 B が、隣地境界線等に面する外壁面となります。</p> 

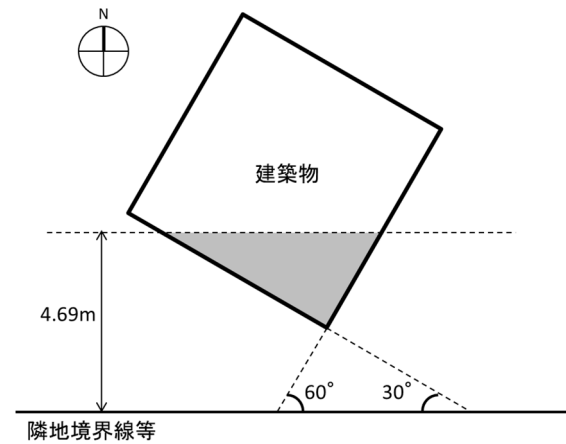
3 以下の平面図のように、階数が2以上の建築物が隣地境界線等に対して配置されている場合、告示第1号イにおける建築物の部分とはどこを指すのか。



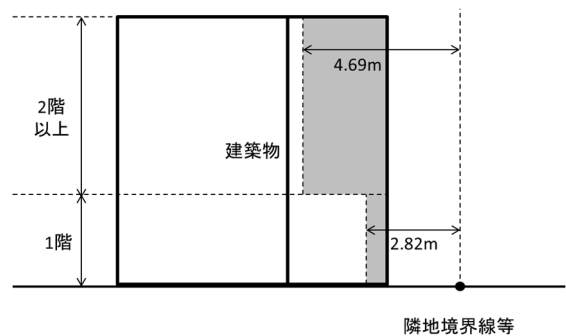
建築物の1階部分における告示第1号イに示す部分は、 d の式において $A=3$ 、 $\theta=30^\circ$ を代入し計算すると、 $d=2.82$ となることから、以下の平面図の網掛け部分となります。



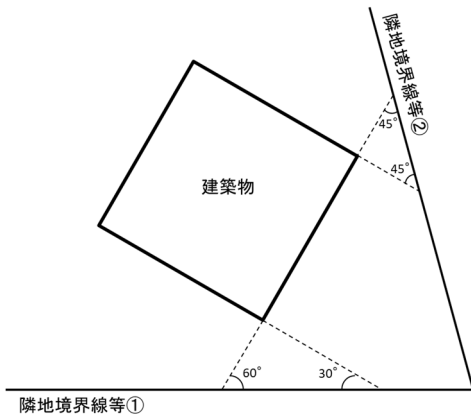
建築物の2階以上の部分における同号イに示す部分は、 d の式において $A=5$ 、 $\theta=30^\circ$ を代入し計算すると、 $d=4.69$ となることから、以下の平面図の網掛け部分となります。



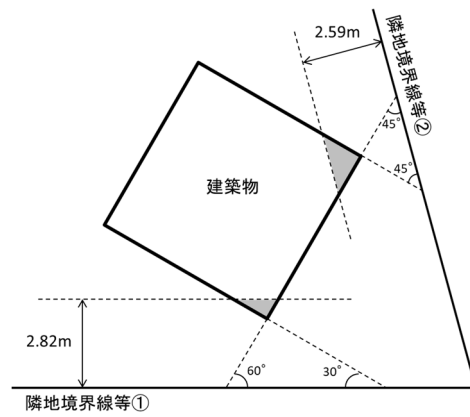
西立面図で見た場合、同号イに示す部分は、以下の網掛け部分となります。



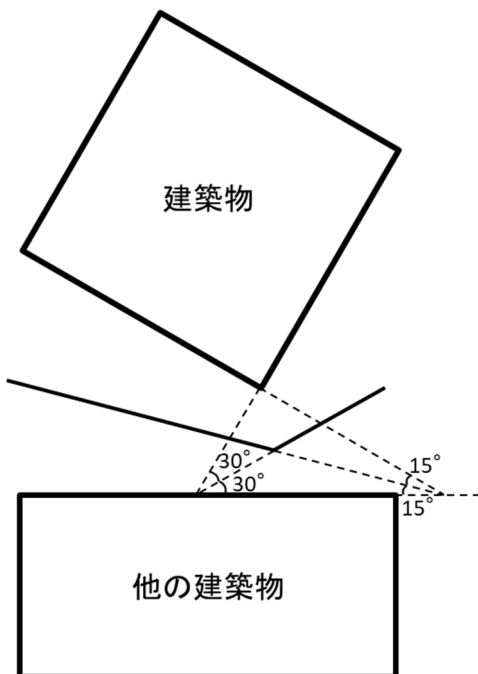
4 以下の平面図のように、階数が1の建築物が2つの隣地境界線等に対して配置されている場合、告示第1号イにおける建築物の部分とはどこを指すのか。



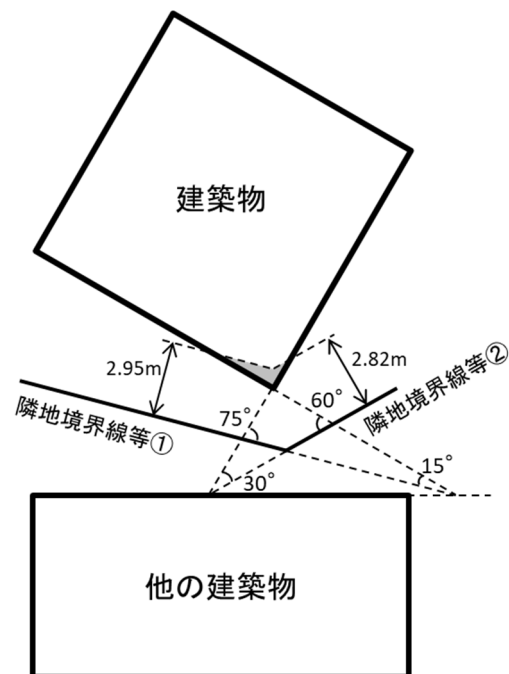
隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A=3$ 、 $\theta=30$ を代入し計算すると、 $d=2.82$ となり、隣地境界線等②からの距離 d は、式に $A=3$ 、 $\theta=45$ を代入し計算すると、 $d=2.59$ となることから、当該建築物の同号イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。



5 以下の平面図のように、同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、告示第1号イにおける建築物の部分とはどこを指すのか。

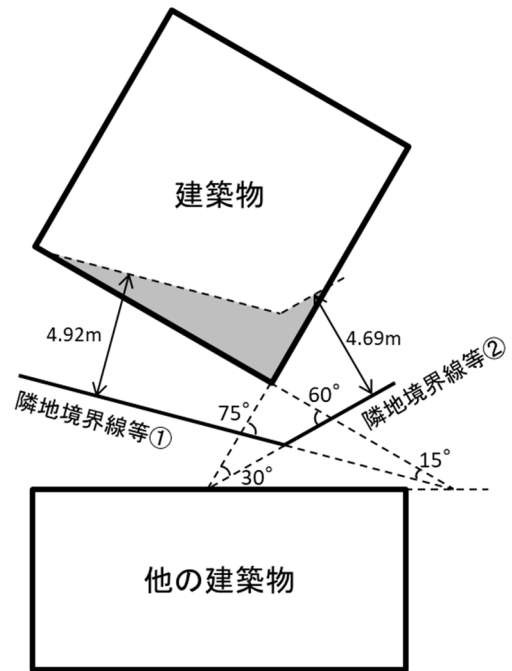


建築物の1階部分について、隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A=3$ 、 $\theta=15$ を代入し計算すると、 $d=2.95$ となり、隣地境界線等②からの距離 d は、式に $A=3$ 、 $\theta=30$ を代入し計算すると、 $d=2.82$ となることから、当該建築物の同号イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。

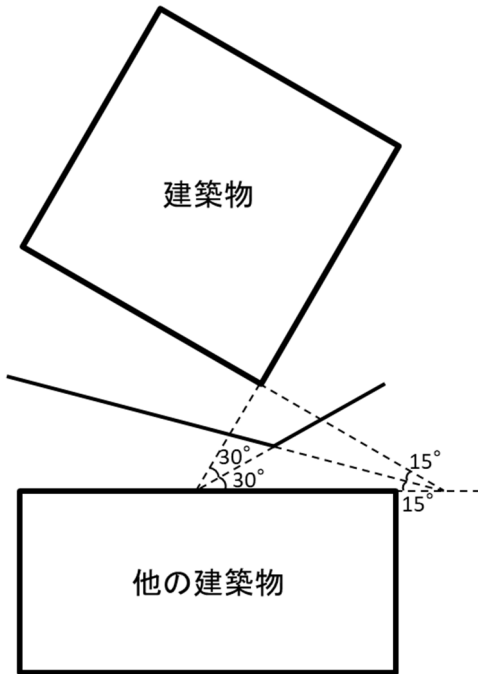


建築物の2階以上の部分について、隣地境界線等①からの距離 d は、式に $A=5$ 、 $\theta=15$ を代入し計算すると、 $d=4.92$ となり、隣地境界線等②からの距離 d

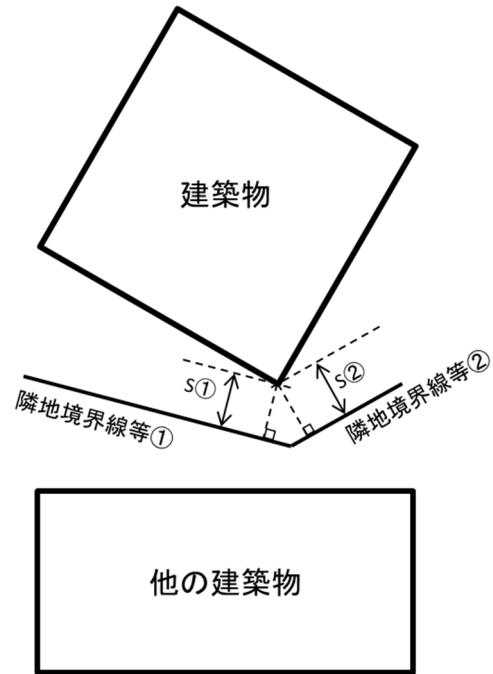
は、式に $A=5$ 、 $\theta=30$ を代入し計算すると、 $d=4.69$ となることから、当該建築物の同号イに示す部分は以下の平面図の網がけ部分となります。



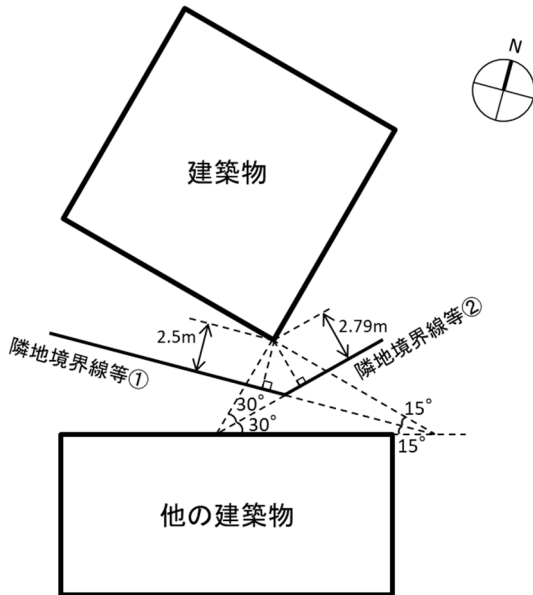
6 以下の平面図のように、同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、告示第1号の式における「S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの」とはどこの距離を指すのか。



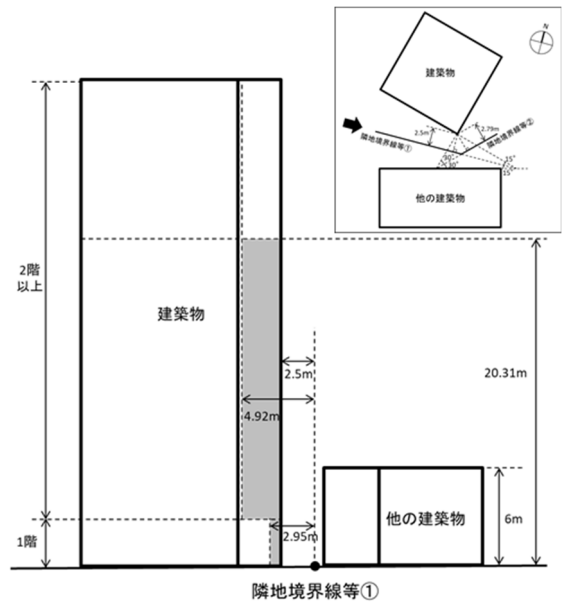
「建築物から隣地境界線等①までの距離のうち最小のもの」を求める場合、S は以下の平面図の S①となり、「建築物から隣地境界線等②までの距離のうち最小のもの」を求める場合、S は以下の平面図の S②となります。



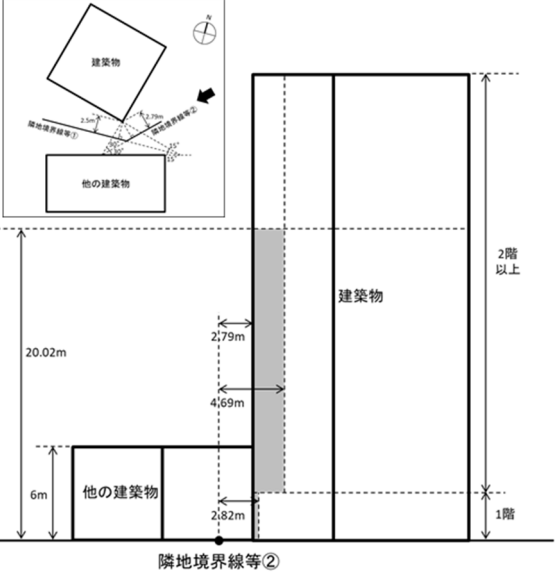
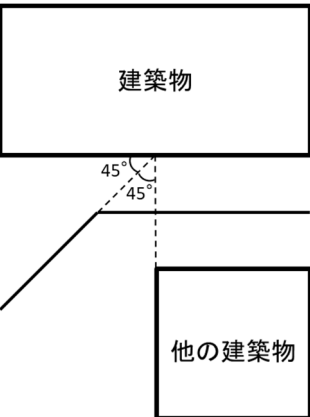
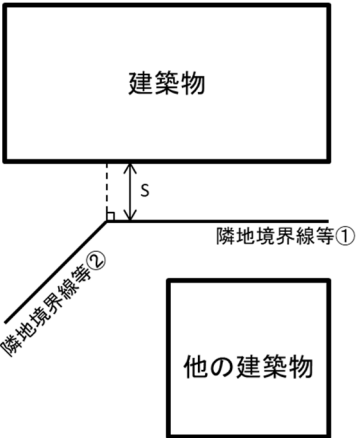
7 以下の平面図のように、同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じており、他の建築物が主要構造部が準耐火構造で高さ6mの建築物であった場合、告示第1号における建築物の部分（イ及びロのいずれにも該当する部分）とはどこを指すのか。

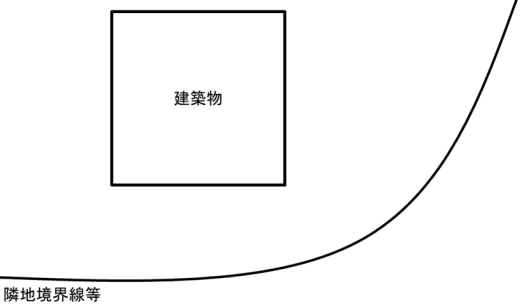
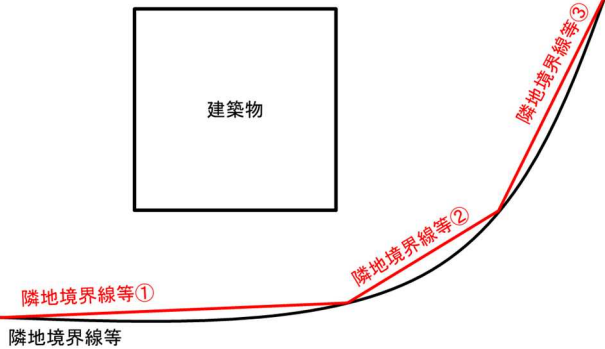
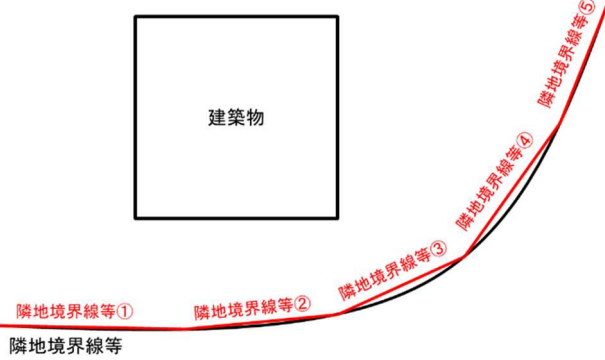


隣地境界線等①を基線として考える場合、告示同号イの式により、建築物の1階部分については $d=2.95$ 、2階以上の部分については $d=4.92$ となるため、同号ロにおいて、 d_{floor} の値は4.92となります。したがって、同号ロの式において、 $h_{\text{low}}=6$ 、 $H=10$ 、 $S=2.5$ 、 $d_{\text{floor}}=4.92$ を代入し計算すると、 $h=20.31$ となることから、当該建築物の同号に示す部分（以下「部分①」）は、以下の西立面図（以下の平面図の矢印の方向に建築物を見た時の立面図）の網がけ部分となります。



隣地境界線等②を基線として考える場合、告示同号イの式により、建築物の1階部分については $d=2.82$ 、2階以上の部分については $d=4.69$ となるため、同号ロにおいて、 d_{floor} の値は4.69となります。したがって、同号ロの式において、 $h_{\text{low}}=6$ 、 $H=10$ 、 $S=2.79$ 、 $d_{\text{floor}}=4.69$ を代入し計算すると、 $h=20.02$ となることから、当該建築物の同号に示す部分（以下「部分②」）は、以下の北東立面図（以下の平面図の矢印の方向に建築物を見た時の立面図）の網がけ部分となります。

		 <p>最終的には、部分①と部分②を合わせた部分が当該建築物の延焼のおそれのある部分となります。</p>
<p>8</p>	<p>以下の平面図のように、同一敷地内に2つの建築物が配置され、外壁間の中心線が生じている場合、告示第1号口の式における「S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの」とはどこの距離を指すのか。</p> 	<p>以下の場合、「建築物から隣地境界線等①までの距離のうち最小のもの」及び「建築物から隣地境界線等②までの距離のうち最小のもの」のいずれも以下の平面図に示すSとなります。</p> 

<p>9 以下の平面図のように、隣地境界線等が湾曲している場合、隣地境界線等と建築物の外壁面との角度はどのように求めればよいか。</p> 	<p>以下の平面図の赤線のように、当該隣地境界線等を複数（数は任意）の真直ぐな隣地境界線等であると近似して、それぞれの隣地境界線等ごとに角度を求めることとして差し支えありません。</p> <p>近似例1</p>  <p>近似例2</p> 
--	--

11. 防火地域・準防火地域における大規模な門・塀の基準の合理化

	問	答
1	<p>「建築物の防火避難規定の解説」（発行ぎょうせい）では付属建築物のうち、小規模で主要構造部が不燃材料で造られたもの、その他火災のおそれ著しく少ないものについては、法第2条第6号ただし書の「その他これらに類するもの」として取扱い、本体建築物においては延焼のおそれのある部分を生じないものとしているが、厚さ24mm以上の木材で造られた門又は塀についても同様に「その他これらに類するもの」として取り扱うのか。</p>	<p>門又は塀があることにより、本体建築物に延焼のおそれのある部分を発生させることはありません。</p>

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第二条第六号の規定に基づき、建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を次のように定める。
令和二年二月二十七日

国土交通大臣 赤羽 一嘉

建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分を定める件

建築基準法（以下「法」という。）第二条第六号に規定する建築物の周囲において発生する通常の火災時における火熱により燃焼するおそれのない部分は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める建築物の部分以外の部分とする。

- 一 隣地境界線等（法第二条第六号に規定する隣地境界線等をいう。以下同じ。）が同一敷地内の
- 二 以上の建築物（延べ面積の合計が五百平方メートル以内の建築物は、一の建築物とみなす。）相互の外壁間の中心線であつて、かつ、当該隣地境界線等に面する他の建築物（以下単に「他の建築物」という。）が主要構造部が建築基準法施行令（昭和二十五年政令第三百三十八号）第七号各号、同令第七号の二各号、同令第八号の三第一項第一号イ及びロ若しくは同令第九号の三第一号若しくは第二号に掲げる基準に適合する建築物又は同令第三十六号の二第一号ロ

若しくは第二号ロに掲げる基準に適合する建築物である場合 次のいずれにも該当する建築物の部分

イ 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに次の式によつて計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある当該建築物の部分

$$d = \max \{ D, A (1 - 0.000068 \theta^2) \}$$

この式において、 d 、 D 、 A 及び θ は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- d 隣地境界線等からの距離（単位 メートル）
- D 次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位 メートル）

一階	二・五
二階以上	四

A 次の表の上欄に掲げる建築物の階の区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位 メートル）

一階	三
二階以上	五

θ 建築物の外壁面（隣地境界線等に面するものに限る。）と当該隣地境界線等とのなす角度のうち最小のもの（当該外壁面が当該隣地境界線等に平行である場合にあつては、零とする。）（単位 度）

ロ 他の建築物の地盤面から、次の式によつて計算した他の建築物の地盤面からの高さ以下にある建築物の部分

$$h = h_{low} + H + S \sqrt{1 - (S / d_{floor})^2}$$

この式において、 h 、 h_{low} 、 H 、 S 及び d_{floor} は、それぞれ次の数値を表すものとする。

- h 他の建築物の地盤面からの高さ（単位 メートル）
- h_{low} 他の建築物の高さ（単位 メートル）
- H 次の表の上欄に掲げる他の建築物の高さの区分に応じ、それぞれ同表下欄に掲げる数値（単位 メートル）

五メートル未満	五
五メートル以上	十

d_{floor} S 建築物から隣地境界線等までの距離のうち最小のもの（単位 メートル）
イに規定する隣地境界線等からの距離のうち最大のもの（単位 メートル）

二 前号に掲げる場合以外の場合 隣地境界線等から、建築物の階の区分ごとに前号イに掲げる式によつて計算した隣地境界線等からの距離以下の距離にある建築物の部分

附 則

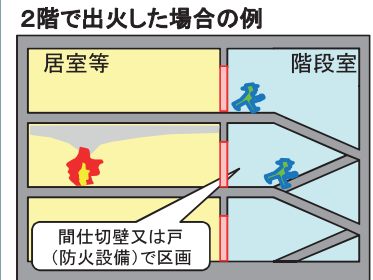
この告示は、公布の日から施行する。

見直しの考え方

- 今般、法第27条第1項の改正により、3階建てで200㎡未満の建築物の一部については、耐火建築物等とすることを要しないこととなったため、現行の令第112条第9項の規定による縦穴区画は求められないこととなる。
- しかし、これらの建築物であっても、**法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供するもの**については、利用方法(就寝用途:火災の覚知が困難)や在館者の特性(高齢者等:自力避難が困難)を踏まえ、階段室等の縦穴部分を火炎や煙から防護し、安全に避難できる措置を確保するために、引き続き縦穴部分を区画する必要がある。

見直し内容

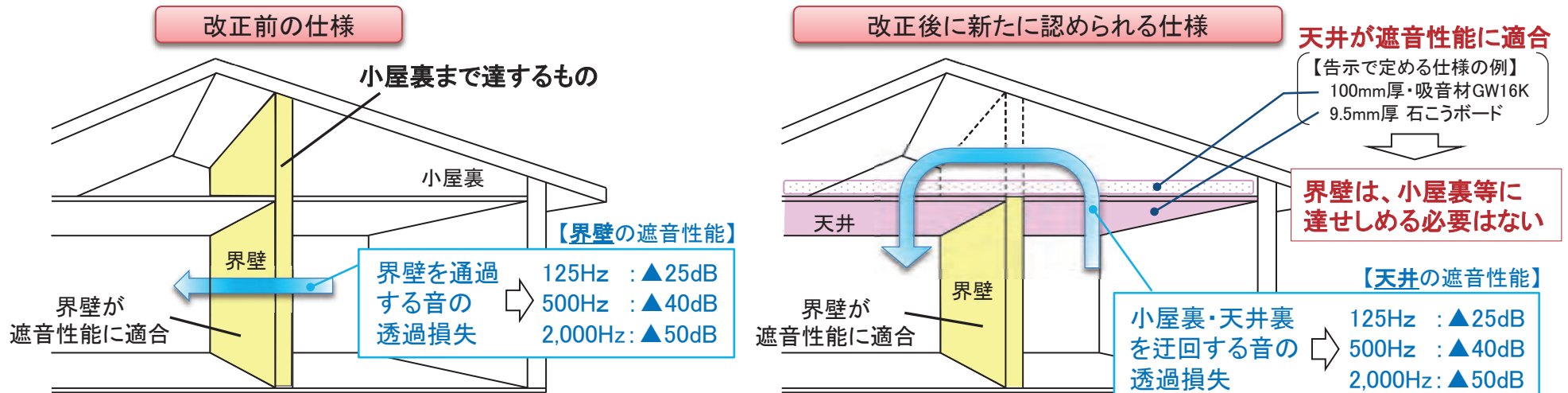
- 法別表第一(イ)欄(二)項に掲げる用途に供する建築物であって、3階建てで200㎡未満のものについては、**間仕切壁又は戸(遮煙性能)**で縦穴部分を区画しなければならないこととする。
- 上記の建築物のうち、3階を病院、診療所(患者の就寝施設があるものに限る。)又は児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)の用途に供する建築物については、**間仕切壁又は以下の防火設備**で縦穴部分を区画しなければならないこととする。
 - ① スプリンクラー等の消火設備が設けられた建築物 : 防火設備(10分間遮炎性能・遮煙性能)
※消火設備の作動により、10分間遮炎性能があれば、20分間の火災に耐えることが可能。
 - ② 上記①以外の建築物 : 法第2条第9号の2ロに規定する防火設備(20分間遮炎性能・遮煙性能)



3階の用途 (法別表第一(イ)欄(二)項)	求められる区画		
	間仕切壁	戸(防火設備)	
		① スプリンクラー等の消火設備が設けられた建築物	② 左記①以外の建築物
ホテル、旅館、下宿、共同住宅、寄宿舍	設置	戸(遮煙性能)	
児童福祉施設等(下記以外[=通所用途])	設置	戸(遮煙性能)	
病院、診療所(患者の収容施設があるものに限る。)、児童福祉施設等(入所する者の寝室があるものに限る。)	設置	防火設備(10分間遮炎性能・遮煙性能)	防火設備(20分間遮炎性能・遮煙性能)

背景

小屋裏又は天井裏を迂回する音について、界壁と同様の性能を有する天井を用いれば、小屋裏又は天井裏の部分の界壁を設置しなくとも、本規制の目的を達成することが可能となった(R1.6.25)。



【政令第22条の3】

隣接する住戸からの日常生活に伴い生ずる音を衛生上支障がないように低減するために、天井に必要とされる性能に関して政令で定める技術的基準は、界壁に求める遮音性能と同様のものとする。

【建設省告示第1827号(昭和45年)】

天井の構造方法は、厚さが9.5mm以上の石こうボード(その裏側に厚さが100mm以上のグラスウール(かさ比重が0.016以上のものに限る。))又はロックウール(かさ比重が0.03以上のものに限る。)を設けたものに限る。)とする

改正内容

【建設省告示第1827号(昭和45年)】

平成28年国土交通省告示第694号に定める強化天井の構造方法(開口部を設ける場合にあっては、当該開口部が遮音上有効な構造であるものに限る。)が令第22条の3に定める遮音性能に関する技術的基準に適合することが確認されたため、昭和45年建設省告示第1827号第3に定める天井の構造方法を改正し、当該強化天井の構造方法を追加することとした。



全木検のご案内	製材のJAS制度	輸出用木材 梱包材	優良木材建材 認証制度(AQ)	調査・研究	研修会・イベント	刊行書籍 検査用具案内	新着情報
---------	----------	--------------	--------------------	-------	----------	----------------	------

contents

- 公平性の宣言
- JAS制度の概要
- 建築とJAS製材
- JAS認証の取得
- 製材の日本農林規格
- 認証工場一覧
- 関連法規一覧

製材のJAS制度

JAS制度の概要

「日本農林規格化等に関する法律」(JAS法)(昭和25年法律第175号)

(1) JAS制度の目的

JAS制度の目的は、

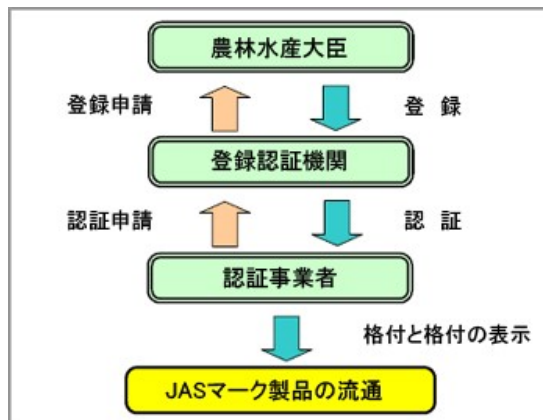
- ① JAS規格を制定し、
- ② 適正に認証・試験・品質表示を行うことによって、品質の改善、生産・販売等の合理化・高度化、取引の円滑化と一般消費者の選択機会の拡大を図り、これにより、農林水産業・関連産業の健全な発展と一般消費者の利益の保護に寄与することにあります(JAS法第10条)。

(2) 規格の制定

JAS規格(日本農林規格)は、農林水産大臣が農林物資の種類(品目)を指定して制定します(JAS法第3条)。既存のJAS規格については、5年ごとに見直しを行うことになっています(JAS法第6条)。

(3) JAS規格の制度

JAS規格の制度は、農林物資の取扱業者があらかじめ登録認証機関の認証を受けて、製品についてJAS規格による格付を行い、製品にJASマークを表示(格付の表示)することができる制度です(JAS法第10条)。



(4) 認証事業者

認証事業者は、農林物資の種類ごとに、登録認証機関の認証を受けた農林物資の取扱業者です(JAS法第10条)。

(5) 農林物資の林産関係の対象

林産関係の農林物資は、これまでの一般材、押角、耳付材、電柱、枕木、合板、床板、木炭から、木材のほか、竹材、漆、立木竹も対象となりました。

(6) 認証の基準

登録認証機関は、取扱業者からの申請を受けて、農林物資の種類、工場等ごとに認証の技術的基準に基づいて認証を行います。認証の技術的基準については、「JAS認証の取得」を参照してください。

(7) 林産物の登録認証機関

日本に所在する林産物の登録認定機関は、次の表の通りです。なお、繊維板(ファイバーボード)及び切削板(パーティクルボード)の規格は、日本工業規格(JIS規格)で定めています。

登録認証機関名及び所在地	認証する林産物	認証地域
一般社団法人 全国木材検査・研究協会 東京都千代田区永田町二丁目 4番5号 TEL (03) 6206-1255	製材 枠組壁工法構造用製材	北海道を除く 国内及び国外
一般社団法人 北海道林産物検査会 北海道札幌市中央区北4条西 5丁目1番地 TEL (011) 251-7830	製材 素材 枠組壁工法構造用製材	北海道
公益財団法人 日本合板検査会 東京都港区西新橋三丁目 13番3号 TEL (03) 5776-2680	合板 フローリング 集成材 単板積層材 構造用単板積層材 構造用パネル 枠組壁工法構造用たて 継ぎ材 直交集成板	国内外



[Q&A](#) |
 [関連リンク](#) |
 [English](#) |
 [個人情報管理規則](#) |
 [ホーム](#) |
 [お問い合わせ](#)



Copyright(c) Japan Lumber Inspection & Research Association All rights reserved.



>English

全木検のご案内	製材のJAS制度	輸出入木材 梱包材	優良木材建材 認証制度(AQ)	調査・研究	研修会・イベント	刊行書籍 検査用具案内	新着情報
---------	----------	--------------	--------------------	-------	----------	----------------	------

contents

- 公平性の宣言
- JAS制度の概要
- 建築とJAS製材
- JAS認証の取得
- 製材の日本農林規格
- 認証工場一覧
- 関連法規一覧

製材のJAS制度

建築とJAS製材

(1)JAS製材品のメリット

■JAS製材品のメリット

JAS製材品は、利用しやすいように用途別、製品別に項目を定めて規格化した製品です。このためJAS製材品は、全国どこでも一定の品質の製品が入手でき、品質も保証されています。

JAS製材品には、次のような良さがあります。

<p>用途別の規格化</p> <p>製材の JAS 規格は、構造用製材、造作用製材、下地用製材、広葉樹製材に区分され規格化されており、用途に応じた資材の選択ができます。</p>	<p>品質基準の統一</p> <p>樹種、等級別に品質基準が統一されています。</p>
<p>製品寸法の明確化</p> <p>製品寸法とその許容差が製品の用途や含水率に応じて決められています。</p>	<p>含水率表示の明確化</p> <p>乾燥材の含水率が柱材や造作用材等に応じて決められています。</p>
<p>保存処理表示の明確化</p> <p>樹種、薬剤に応じて保存処理基準が設けられており、用途別に最適なものが求められます。</p>	<p>強度性能表示の明確化</p> <p>構造用製材について樹種、等級に対応した基準強度が規定されており、強度性能が明確にされます。</p>

■乾燥材のメリット

JAS規格では、構造用製材及び造作用製材の乾燥材の含水率基準は仕上げ材については20%以下の含水率に設定しています(枠組壁工法構造用製材については19%以下)。建築後、年数が経過した木造住宅の部材の含水率は、おおよそ10~20%です。木材の収縮は、含水率が約30%以下に低下してから始まるため、未乾燥材を使用した場合は、収縮による寸法変化が生じます。

■保存処理材のメリット

木材は、湿潤状態に長期間放置されるなど、使用環境が厳しい場合は、腐朽、蟻害、虫害などによって短期間のうちに使用に耐えられなくなります。JAS規格で規定する保存処理は、製材に木材保存剤を加圧注入して耐久性を伸ばします。木材を使用する環境条件により必要な耐久性能が異なるため、保存処理の規格では五つの性能区分をもうけ、使用する薬剤と木材に含まれる薬剤の基準を定めています(性能区分及び保存処理薬剤は、規格を参照してください)。

(2)建築法令への適合

■建築基準法と建築材料

建築材料の品質は、建築基準法第37条(建築材料の品質)の規定により「建築物の基礎、主要構造部その他安全上、防火上又は衛生上重要である政令で定める部分に使用する木材、鋼材、コンクリートその他の建築材料として国土交通大臣が定めるもの(以下この条において「指定建築材料」という。)は、次の各号の一に該当するものでなければならない。

- 一 その品質が、指定建築材料ごとに国土交通大臣の指定する日本工業規格又は日本農林規格に適合するもの
- 二

前号に掲げるもののほか、指定建築材料ごとに国土交通大臣が定める安全上、防火上又は衛生上必要な品質に関する技術的基準に適合するものであることについて国土交通大臣の認定を受けたもの」と定められています。

※「建築基準法」、「建築基準法施行令」の詳細については、[\[関連法規一覧\]](#)をご覧ください。

■ 建築基準法とJAS

一定高さ以上の建築物の安全性確保を目的として、平成18年に建築確認・検査の厳格化を内容とした概略図のような建築基準法の一部改正が行われました。

建築確認・検査の厳格化		一定高さ以上の建築物の構造計算適合性判定の義務付け
建築士等の業務の適正化		高度な専門能力を有する建築士による構造設計等の適正化、設計・工事監理業務の適正化
瑕疵担保責任の履行の確保		住宅の売主等に対する瑕疵担保責任保険加入等による資力確保措置の義務付け

さらに、「木造計画・設計基準」、「公共建築木造工事標準仕様書」等にJAS製材品が位置づけられたため、建築材料においても品質・強度等の基準に適合したJAS製材品の需要が増大すると思われる。

■ 木材の基準強度について

国土交通省は、JASの目視等級区分構造用製材、機械等級区分構造用製材、枠組壁工法構造用製材等について、樹種、等級ごとの基準強度を「[木材の基準強度Fc、Ft、Fb及びFsを定める件](#)」で定めています。

■ 木造計画・設計基準におけるJAS規格

国土交通省大臣官房庁営繕部は、低層の木造公共建築の設計指針となる「[木造計画・設計基準](#)」を制定・公表しました。この基準でも工法別に使用する材料として製材又は枠組材のJASが位置付けられています。

■ 公共建築木造工事標準仕様書におけるJAS規格

国土交通省官庁営繕部及び地方整備局等営繕部は、官庁施設の営繕を実施するための基準として「公共建築木造工事標準仕様書」を制定・公表しました。この仕様書でも工法別に使用する材料として製材又は枠組材のJASが位置付けられています。

■ 「[枠組壁工法又は木質プレハブ工法を用いた建築物又は構造物の構造用部分の構造方法に関する安全上必要な技術的基準を定める件](#)」において、構造耐力上主要な部分に使用する枠組材の品質にJASが指定されています。

